

労働保険事務組合

エンジェル会だより

会 長 森戸 常雅
社会保険労務士 西川 純子
社会保険労務士 小田 知輝

〒730-0017 広島市中区鉄砲町7番8号

ホームページ: <http://www.m-cg.co.jp>

10月の事務カレンダー

- 10日 ○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付【郵便局または銀行】
○雇用保険被保険者資格取得届の提出【公共職業安定所】
- 31日 ○法人税の申告と納税（8月決算法人及び2月決算法人の中間申告）【税務署】
○健保・厚生年金保険料の納付【郵便局または銀行】

最低賃金のご案内

都道府県	改定額	(改定前)	引上げ額	発効年月日
鳥取県	957	(900)	57	2024/10/5
島根県	962	(904)	58	2024/10/12
岡山県	982	(932)	50	2024/10/2
広島県	1020	(970)	50	2024/10/1
山口県	979	(928)	51	2024/10/1

最低賃金の対象となる賃金

対象	対象外
毎月支払われる ・基本給 ・諸手当（ <u>精皆勤手当、通勤手当 及び家族手当を除く</u> ）	・臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など） ・時間外勤務手当、休日出勤手当 及び深夜勤務手当 ・ <u>精皆勤手当、通勤手当及び家族手当</u>

助成金のご紹介

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

今月号では、採用時に活用できる助成金の一つとしてトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）をご紹介します。

トライアル雇用とは

トライアル雇用は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則 3 ヶ月間 試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができ、人材確保・職場定着が期待できます。

助成金の支給額

支給対象期間	雇い入れの日から 1 ヶ月単位で最長 3 ヶ月間 （トライアル雇用期間に応じた期間）
支給額	月額：最大 4 万円 全支給対象期間：最大 12 万円 （4 万円×3 ヶ月） ※対象労働者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合は、いずれも 1 人あたり月額最大 5 万円となります。

事前に「**トライアル雇用求人^{※1}**」をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者（以下、ハローワーク等）に提出し、これらの紹介により、**対象労働者を原則 3 か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、上記の金額の助成金を受けることができます。**

※1 トライアル雇用による雇い入れることを希望する場合、ハローワーク等にて**事前に**トライアル雇用求人を提出する必要があります。トライアル雇用求人は、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①はじめから無期雇用、または、まずはトライアル雇用、のいずれによる応募も可能であること。
- ②派遣求人以外の求人であること。
- ③法令に違反していない求人であること。
- ④ハローワーク等において、求人受理に係る条件等について定めた規定等がある場合、その規定等を満たしていること。

トライアル雇用～助成金支給の流れ ※ハローワークから紹介を受けた場合

トライアル雇用 有期雇用契約（原則 3 か月）		期間の定めのない雇用 （無期雇用契約）	
① 2 週間以内		② 2 か月以内	
	トライアル雇用期間終了後、助成金支給		

- ① トライアル雇用開始日から **2 週間以内**に、対象労働者を紹介したハローワークに実施計画書等を提出します。
 - ② 助成金を受給するためには、トライアル雇用終了日の翌日から起算して **2 ヶ月以内**に、事業所を管轄するハローワーク又は労働局に支給申請書を提出する必要があります。
- ※ トライアル雇用の途中で無期雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合は、支給申請期間も変わりますので、速やかに紹介を受けたハローワークへ連絡してください。

トライアル雇用の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、**紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合**に対象となります。

- ① 紹介日の前日から過去 2 年以内に、2 回以上離職や転職を繰り返している。
- ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が 1 年を超えている。
- ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で安定した職業に就いていない期間が 1 年を超えている。
- ④ 生年月日が 1968 年（昭和 43 年）4 月 2 日以降の者で、ハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている。
- ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する。

詳細をご希望の場合は、お気軽にお問合せください。